

有明海自動車航送船組合監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第1項及び第4項並びに第199条第2項の規定に基づき実施した令和5年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年1月24日

有明海自動車航送船組合
監査委員 下田 芳之
同 藤井 一恵

定期監査結果

第1 監査の概要

令和5年度における有明海自動車航送船事業会計にかかる定期監査を次のとおり実施した。

1 監査の基準

有明海自動車航送船組合監査基準に準拠して実施

2 監査の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

行政監査（地方自治法第199条第2項）

3 監査の対象

令和5年度有明海自動車航送船事業会計

4 監査の着眼点

財務及び行政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

(1) 監査実施日

予備監査：令和6年6月6日（木）～7日（金）

委員監査：令和6年7月12日（金）

(2) 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 下田 芳之
同 藤井 一恵

第2 監査の結果

財務及び行政に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。
なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

(1) 意見

当組合においては、令和5年3月に令和5年度を初年度とする5年間の中期目標を策定し、増収・増客による収入の確保をはじめとした取組を進めている。

令和5年度は、4月に、新型コロナウイルス感染症による運賃収入の減並びに原油価格の高騰、資材費等の上昇を鑑みて17年ぶりの運賃改定を行った。また、5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行し、経済社会活動において緩やかな回復基調が見られる中、関係機関との連携による営業活動を再開し、期間限定特別割引を効果的に実施した結果、輸送台数及び旅客数は前年度を上回り、コロナ禍前の約9割まで回復した。

この結果、経営成績は、総収益が11億8,920万円、総費用が10億3,762万円となり、純利益は1億5,158万円で、前年度と比較すると1,163万円増加している。

このような状況を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

ア 誘客の推進について

航送需要は回復しつつあるが、収支に直接影響する船舶燃料価格の高騰は高止まりの傾向にあることから、引き続き、価格の推移を適切に把握するとともに、航送需要の更なる拡大を図るため、中期目標達成に向けて、利用者サービスの向上や両県及び関係団体等との連携に努め、効果的な誘客の促進に努める必要がある。

イ 行政職職員の人材育成について

当組合の行政職は、9名という少人数で組合業務全般を運営しているが、50歳未満の職員6名のうち5名が在職10年未満と経験年数が短い職員が大半を占めている。

業務のより円滑な推進及び職員のキャリア形成や職場定着を図るためにも、外部研修等を活用するなど、引き続き必要な知識や技能の習得に向けた人材育成に努める必要がある。

ウ 「有明フェリー中期目標」の着実な推進について

令和5年3月策定の「有明フェリー中期目標」では、老朽化した船舶の更新や利便性の向上などに取り組むことにより、安定した事業の継続を図ることとされている。

令和5年度において、航送実績の回復に伴い純利益が増となるなど、当組合の経営状況は改善しつつあるものの、原油価格をはじめとした物価の高騰に加え、少子高齢化や人口減少などの社会経済情勢から、今後も厳しい経営環境の継続が見込まれるので、進捗管理や検証を行いながら、同目標の着実な推進を図る必要がある。

(2) 是正・改善を検討すべき事項

財務及び行政に関する事務の執行等について、是正・改善をすべき事項が認められるため、より適正な事務執行を図られたい。

ア 行政財産の使用許可及び使用料の減免について

行政財産の使用に関する事務取扱要領に定めのない行政財産について、使用の許可及び使用料の減免を行っていることから、適正な許可事務を行う必要がある。

イ 組合財産の使用許可使用料について

旧予約センターの使用許可に係る使用料について、収入の調定をしないまま、納入通知書を発行し、納期限内に納付がなかったにもかかわらず、その後、必要な督促の手続きを怠っていたことから、適正な財務事務を行う必要がある。

ウ 契約事務について

設計監理業務委託の契約保証金について、有明海自動車航送船組合会計規程第97条の規定に基づき契約締結時に保証金を納付させるか、もしくは免除決定を行うべきであったが、いずれの手続きも行わないまま契約を締結している。

また、契約日から25日後に、契約保証金の免除決定に必要な履行保証証券を受領していることから、適正な契約事務を行う必要がある。